#### -関市立千厩小学校 いじめ防止基本方針 ダイジェスト

見の

網感

一度

重し

三重に)

いじめの情報

# 早期発見

## 早期対応

## 未然防止

## 早期発見のために

### 担任

被害者からの相談

周囲の子どもからの情報提供

日常観察

日常的相談活動

## 教職員

日記、生活記録ノート等からの情報 定期的アンケート調査(各学期2回) 定期的教育相談(6月、11月)

教職員同士の情報

保護者からの相談、申し立て

### 学校外

外部からの情報提供、通報

## いじめのレベル(区分)について

	file 125		<del> </del>
レベル	態様	具体的手段等	
I	・単発的、被害者・加害者の力関係	・けんか	
	未分化	・いじわる	
	・特定されない個人と集団や1対1	・〇〇ごっこ	
	など	などの過激	
	・周囲認識なし	な遊び	
	→潜在的段階		
$\Pi$	・力関係一方向化	<ul><li>無視</li></ul>	
	・被害者・加害者が特定されつつあ	<ul><li>悪質な悪口</li></ul>	
	るが、単発的で短期間	・嫌がらせ	
	・周囲認識 半数		
	→兆候段階		
$\mathbf{III}$	・被害者・加害者がはっきり特定	・物かくし	
	・日常化、集団化、長期化する	・仲間はずれ	
	・腹痛、不眠などの身体症状	・暴力的な扱	┞┻┩
	・周囲認識 全員	V	い
	→一般化段階	• 強要	具体的対応
IV	・ゲーム化、陰湿化、巧妙化	・暴行	め応応
	・歯止めなくエスカレート	• 脅迫	业。
	・身体症状が深刻化	・使いパシリ	
	・不登校など		
	・周囲(担任も)容認		\
	→無秩序段階		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
V	・暴行など際限なく残忍化	・リンチ	
	・無力感、絶望感などの極限状況	<ul><li>辱め</li></ul>	
	・周囲認識	・残虐行為	
	4層化(被害者)(加害者)		
	(聴衆)(傍観者)		
	→崩壊段階		₩ ₩ ₩

## 上司への報告

生徒指導主事→副校長→校長

#### いじめ対策委員会開催

- 事実の確認と情報の整理
- ・「いじめ」かどうかの判断
- ・対応方針の確認



## いじめの事実確認(正確に 迅速に)

(1)被害者からの聴き取り

- (2) 周囲の子等からの聴き取り
  - ・状況把握で事実を固める
    - (3) 加害者からの聴き取り・事実確認
      - 事実をもって丁寧に行う
      - ・自白の強要にならぬように

#### いじめ対策委員会

- 全容の確認
- ・対応方針の確認 市教委への報告
  - ・【速報】いじめの事実を一報(電話・電子媒体)
  - ・【報告】指導が完了したものは、報告書の提出 (電子媒体)

#### いじめへの指導

被害者の安全

確保

・被害者

の安全確保

(1) 加害者への指導

形式的謝罪のみにならぬよう 社会性の向上、人格の成長に主眼

### (2) 集団への指導

いじめは許されない行為 止めさせる、知らせる勇気 尊重し合う集団

- (3) 加害者保護者への対応 事実説明、協力要請、助言
  - (4)被害者、保護者への対応 事実説明、支援の決意・方針表明
    - (5) その他 懲戒の検討 観察、手段の確認 等

#### 3 重大事態の場合

- (1) 教育委員会

  - ·調查 学校主体 教育委員会主体 ---->(調査委員会設置)
  - ・被害児童生徒、保護者へ確認した事実を説明 今後の対応表明、実行
  - ・ 市長への報告
    - ----> (附属調査機関設置) ----> (議会への報告)
    - ----(総合教育会議開催)
- (2) 犯罪の場合 警察への通報

### 未然防止のために

- ○いじめ防止学校基本方針の共有・実行・見直し(毎年)
- ○道徳教育・体験活動の充実
- ○PTAいじめ防止の啓発活動
- ○児童会によるいじめ撲滅取組み
- ○教職員いじめ防止研修会
- ○いじめ対策の学校評価



## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍す る学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係に ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える 行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を 感じているものをいう。

## いじめを生まない集団づくりのために

- ~いじめ防止に関わる様々な取組具体例~
- ○児童会でのいじめ防止についての話合い
- ○いじめしない宣言の作成・採択
- ○あいさつ運動

組織としての対応

- ○新聞作り・感謝のメッセージ作り
- ○縦割り班遊び、スポーツ大会等学校行事
- ○特別支援学級・学校の子どもとのふれあい活動

#### いじめを生まない集団(学級)づくりに必要なこと

- ○一人ひとりに自己存在感を与える(居場所づくり)
  - ・自分が価値ある存在であることを実感→自己肯定感
  - ・学級が安心できる居場所になること
  - ・学ぶ楽しさ、達成感、充実感を感じさせること
- ○共感的な人間関係を育成すること (絆づくり)
- ・認め合い、学び合い、話合いによる合意(折り合い) →自己有用感、所属感、連帯感をもたせる
- ・「違う」ことを『多様性』として認め合うことができる

#### 必携資料

- ○いじめ防止学校基本方針
- ○一関市いじめ防止基本方針
- ○いじめ防止対策推進法(H25法律)
- ○いわて「いじめ問題」防止対応マニュアル (岩手県立総合教育センター)